

平成25年政策評価結果報告書

基本目標 組織犯罪対策の強化

施策名 暴力団総合対策の推進

施策目標 暴力団の取締り及び排除活動の推進

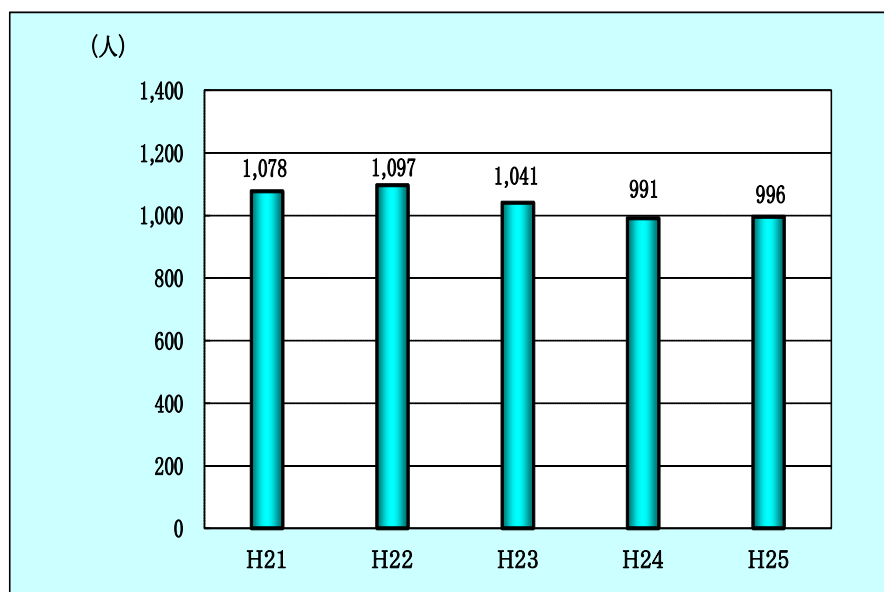
実績（成果）

- 1 暴力団の検挙人員は、996人で、平成24年と比較して5人増加しました。また、指定暴力団員が行う暴力的要求行為等に対する暴力団対策法に基づく行政命令の発出件数は、112件で、前年と比較して16件減少しました。
- 2 対立抗争事件及び暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生はありませんでした。
- 3 暴力団排除に取り組む県民や事業者に対する支援を実施し、祭礼や銀行取引などから暴力団を排除したほか、公の事務・事業から暴力団を排除するための暴力団排除協議会の設立を支援するなど、暴力団排除基盤の整備を推進しました。

推進結果

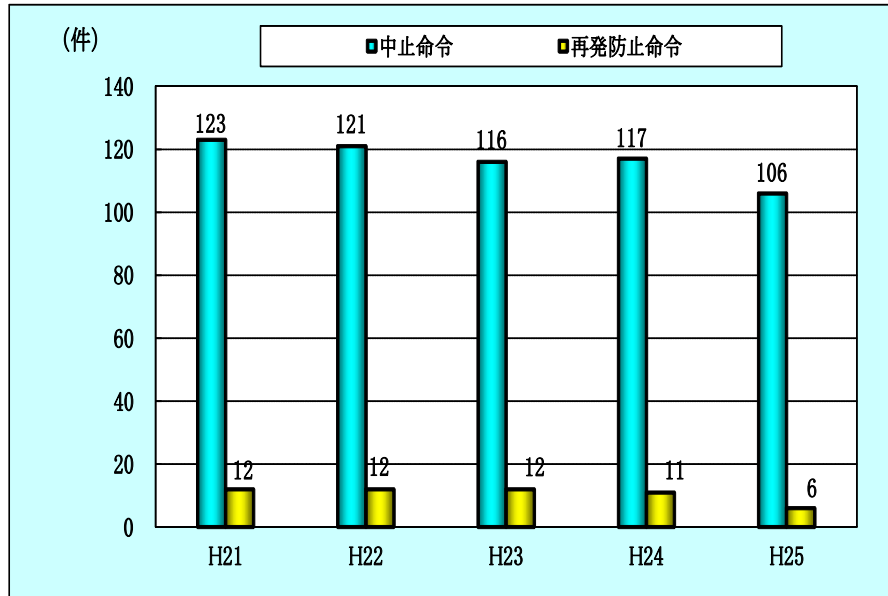
- 1 暴力団の暴力的不法行為の根絶
 - (1) あらゆる法令を活用した取締りを行い、暴力団の資金源となる犯罪を摘発するなど、暴力団犯罪を徹底検挙して組織の弱体化を図りました。
 - (2) 指定暴力団員がその所属する暴力団の威力を示して行う暴力的要求行為等に対して、中止命令を多数発出し、暴力団対策法の積極的な適用を図りました。
- 2 暴力団の活動基盤を崩壊させるための諸対策の推進
 - (1) 社会全体から暴力団を排除し、県民の平穏な生活と事業活動の健全な発展に寄与することを目的に制定された千葉県暴力団排除条例の広報啓発活動を推進しました。
 - (2) 市町村が行う暴力団排除への支援を実施し、県内3市（銚子市、佐倉市及び八街市）においてあらゆる暴力団排除を推進するための暴力団排除協議会が設立されました。

【暴力団犯罪の検挙人員・千葉】

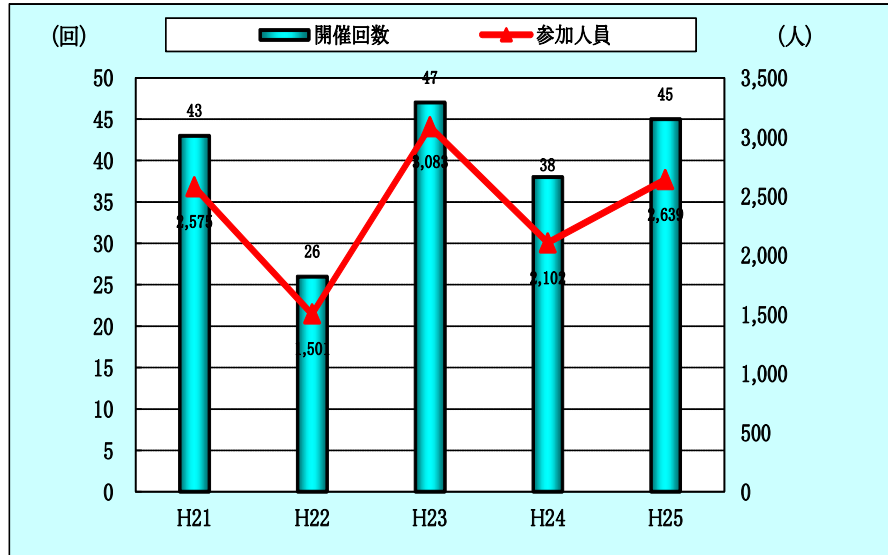


実績(成果)指標

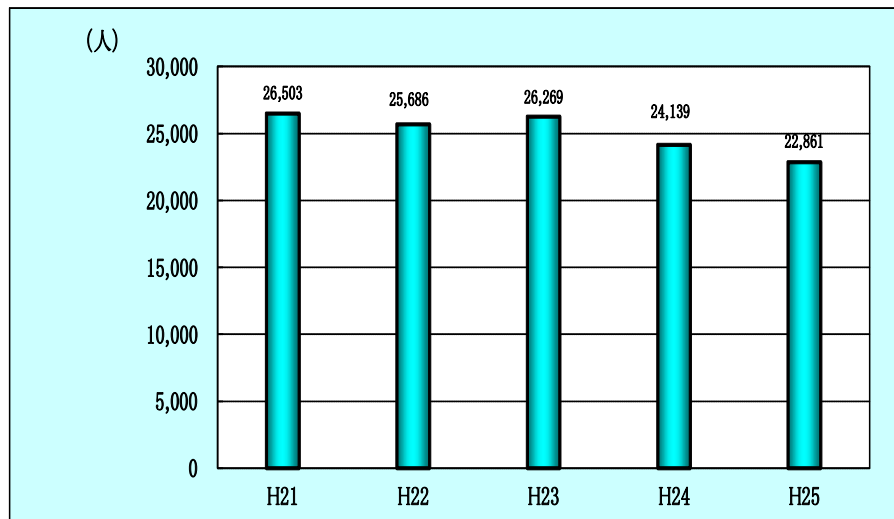
【行政命令の発出件数・千葉】



【暴力団等排除講習会の開催状況・千葉】

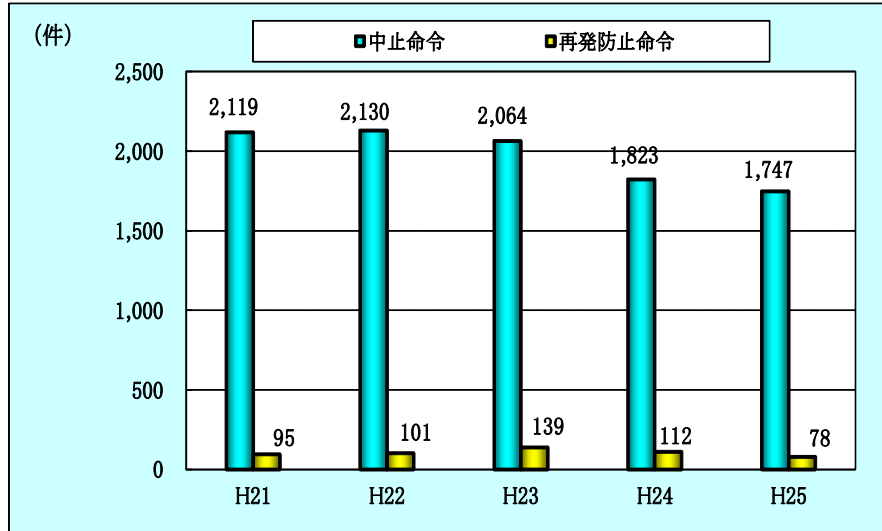


【暴力団犯罪の検挙人員・全国】

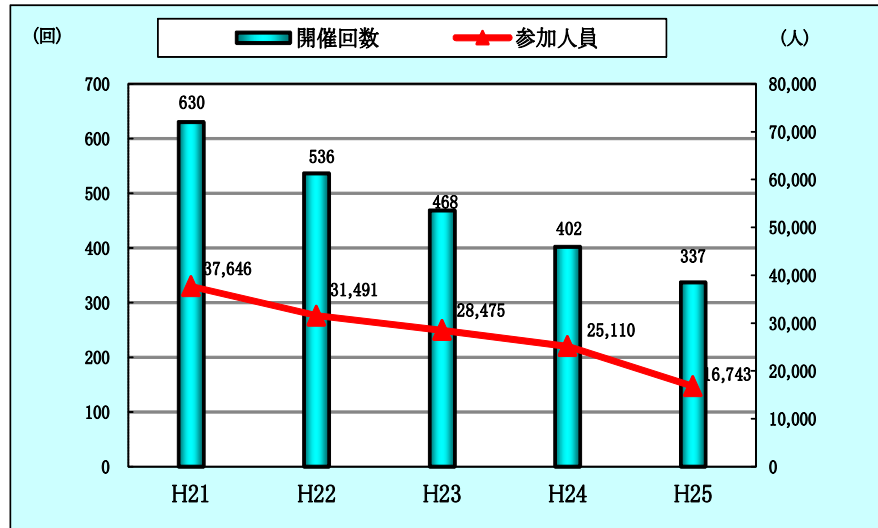


参 考 指 標

【行政命令の発出件数・全国】



【暴力団等排除講習会の開催状況・全国】



施 策 の 効 果

取締りによって、暴力団組織を支える人的基盤に打撃を与えるとともに、暴力団対策法を始め、あらゆる法令の積極的な適用や暴力団排除活動の展開により、暴力団の資金源対策を推進することができました。

今 後 の 課 題

暴力団は、警察による取締りや社会における暴力団排除気運の高まりに対抗するため、組織の実態を隠しながら不透明な資金獲得活動を行い、様々な犯罪を引き起こしていることから、強力な支配力を有する六代目山口組を始めとした各暴力団の実態を解明する必要があります。

方 針

暴力団の実態解明と暴力団犯罪の取締りを一層強化するとともに、関係機関や事業者等と連携した暴力団排除活動を展開し、暴力団を社会から孤立化させるための暴力団総合対策を推進します。

施 策 主 管 課

刑事部組織犯罪対策本部捜査第四課

政策評価担当課

刑事部組織犯罪対策本部組織犯罪対策課

注1：暴力的要求行為とは、暴力団対策法9条で禁止されている民事介入暴力の典型的な27種類の行為をいい、指定暴力団（暴力団対策法で指定された暴力団）の暴力団員が暴力団の威力を示してこの種の行為を行うことをいいます。

2：暴力的不法行為とは、暴力的な手段で人の生命、身体又は財産を害するような不法行為をいいます。

具体的には、殺人、傷害、強盗、暴行、脅迫、強要、恐喝など、暴力を振るう犯罪や、個人又は暴力団の肩書・威嚇力を利用して、不当、法外な利益を得る犯罪です。

3：参考指標【暴力団等排除講習会の開催状況・全国】は、行政機関を対象に開催したものとなります。